

トピック 洗濯表示に関するJIS規格制定

➡ 繊維製品の洗濯表示に関するJIS規格を制定

1. 洗濯表示の規格について 2. 新JIS規格制定の背景 3. 新JIS規格制定の必要性
4. 新JIS L0001の主なポイント 5. 新しい洗濯表示記号を覚えるコツ 6. 今後の予定

➡ 平成25年度 小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要

- ▶ 契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談件数
▶ 相談内容の内訳 ▶ 小学生の相談事例 ▶ 中学生の相談事例 ▶ 高校生の相談事例

➡ 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施のお知らせ

- ▶ 共同キャンペーンについて ▶ 若者が遭いやすい消費者被害について ▶ 東京都の主な事業

繊維製品の洗濯表示に関するJIS規格を制定

経済産業省 産業技術環境局国際標準課 課長補佐 永田 邦博

1. 洗濯表示の規格について

(1) 国内規格

国内規格であるJIS(日本工業規格) L0217においては、家庭における洗濯などの取り扱い方法を示すため、洗濯表示記号(6分類22種)、表示方法及び試験方法が規定されています。

JIS規格そのものは任意ですが、家庭用品品質表示法(繊維製品品質表示規程)でJIS L0217が引用されており、国内で販売される繊維製品(主に衣料品)は、このJIS規格に従った表示が義務づけられています。

また、このJIS規格は日本独自のものであり、海外では通用しません。

(2) 国際規格

国際規格であるISO(国際標準化機構) 3758においては、繊維製品の洗濯表示記号(5分類41

種)が規定されています。

また、ISO 6330においては、家庭用洗濯の表示に関する試験方法が規定されており、更にISO 3175においては、商業クリーニング(ドライクリーニング及びウェットクリーニング)の表示に関する試験方法が規定されています。

2. 新JIS規格制定の背景

国際規格には、我が国の洗濯習慣上必要な記号(自然乾燥表示)や、我が国で用いられている洗濯機(パルセータ型(縦型)洗濯機)に関する試験方法が規定されていなかったことが、JIS規格の国際規格との整合化の支障となっていました。そのため、我が国から国際規格の改正(ISO 3758に自然乾燥記号の追加、ISO 6330にパルセータ型洗濯機による試験方法の追加)の提案を行い、2012年に我が国の

提案がほぼ反映された国際規格が発行されました。

これにより、JIS規格の国際規格との整合化への環境が整備されたため、今回、試験方法も含めて6件のJISを制定しました(P.3別表1参照)。なお、現行のJIS L0217は、多くのJIS規格などに引用されており、それらへの影響が大きいこと、また、内容が大きく変更していること等から、「改正」ではなく、新規のJIS規格として制定しました。一から新しくなるという意味を込めて、JIS L0001という番号にしました。現行のJIS規格は当分の間存続することとします。

3. 新JIS規格制定の必要性

これまで慣れ親しんだ洗濯表示記号が国際規格との整合化によってガラリと変わることについて、戸惑いの声が多く寄せられています。なぜ変更するのか、なぜ国際規格に整合する必要があるのか、理由は大きく以下の3つあるかと思えます。

(1) 市場のグローバル化への対応

近年、ファストファッション^(注1)の流行やインターネットの普及により、衣類やファブリック商品の海外からの輸入が急増しています。海外メーカーは日本へ輸出する際、JIS L0217に適合した洗濯表示記号のラベルの付け替えや試験方法が国内外で異なるため、新たに試験を実施する必要性がある等、コストがかかり貿易の障害となる可能性があり、以前より国際規格への整合化が求められていました。

(2) 洗剤・洗濯機などの技術進歩

現行のJISは1968年に制定され、1995年を最後に改正されておらず、現在に至るまでの世の中の技術進歩に追いついていません。

(3) WTO/TBT協定による国際規格との整合化が必要





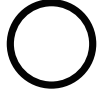




日本はWTO(世界貿易機関)に加盟しており、全ての加盟国は「任意規格(日本の場合はJIS規格)を制定又は改正が必要な場合において、関連する国際規格が存在する場合には当該国際規格

を基礎として用いること」というTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)の適用を受けます。

4. 新JIS L0001の主なポイント

(1) 洗濯表示に関する記号について


今回制定したJIS L0001において、洗濯表示記号は基本的に、下図の基本記号(①洗濯処理記号、②漂白処理記号、③乾燥処理記号、④アイロン仕上げ処理記号、⑤商業クリーニング処理記号)、及び基本記号と組み合わせて用いる付加記号(⑥弱い処理記号、⑦非常に弱い処理記号、⑧処理温度記号、⑨処理・操作の禁止記号)で構成されます。これらは、現行のJIS規格で規定する記号とは大きく異なったものとなります(P.4別表2参照)。

①洗濯処理記号 (基本記号)	②漂白処理記号 (基本記号)
	
③乾燥処理記号 (基本記号)	④アイロン仕上げ処理記号 (基本記号)
	
⑤商業クリーニング処理記号 (基本記号)	⑥弱い処理記号 (付加記号)
	
⑦非常に弱い処理記号 (付加記号)	⑧処理温度記号 (付加記号)
	
⑨処理・操作の禁止記号 (付加記号)	①の洗濯処理記号の処理温度については、摂氏の単位記号“°C”を省略した温度の数字で表示し、③乾燥処理記号及び④アイロン仕上げ記号の処理温度については、上記のドットで表示します(ドット数が増えると処理温度がより高いことを表す)。
	

(注1) 流行をとり入れながら低価格に抑えた衣料品を短いサイクルで世界的に大量生産・販売するブランド

(2)洗濯表示記号の種類増加

洗濯表示記号は、上記基本記号の組み合わせや、組み合わせを基礎にした記号により表示されます。現行JIS規格では洗濯表示記号が22種類でしたが、今回制定されるJIS規格では41種類の記号が規定され、酸素系漂白、ウェットクリーニング等に関する表示記号も追加されるなど、より詳細な情報を表示できるようになりました(P.4別表2参照)。

例1 酸素系漂白の表示記号	
漂白の基本記号に斜線を加えたもの。塩素系漂白剤の使用ができないことを示す。	
例2 ウェットクリーニングの表示記号	
商業クリーニングの基本記号にウェットを示すWの英文字を加えたもの。ウェットクリーニング処理ができることを示す。	

5. 新しい洗濯表示記号を覚えるコツ

新しい洗濯表示記号が覚えにくい・分かりにくいとインターネット上でも話題になっておりますが、特徴さえつかめば、実は意外と簡単に覚えることができます。漂白の「△」の形は現在の洗濯表示記号にも使われている三角フラスコをイメージ

(注2)別表2の表6(P.5)参照

してください。商業クリーニングも現在使われている「○」の形で、消費者は「○」の中の英文字(P、F、W)^(注2)の意味まで覚える必要はなく、商業クリーニングができるのか否かを判断できれば良いかと思います。

厄介なのが自然乾燥ですが、「□」の中の棒が洗濯物です。縦(| :垂直)はつり干し、横(—:水平)は平干しで、それぞれの二重線は濡れ干しで、棒の数が多ければ濡れている分だけ重くなっていると考えてください。そして斜め線が日陰干しです。

また、付加記号のアンダーバーは「マイナス」と考え、アンダーバーの数が多ければ弱い処理になります。一方、付加記号の「・」は、「点火」「追加点」と考え、数が多ければ温度が高い処理になります。

6. 今後の予定

現在、家庭用品品質表示法(繊維製品品質表示規程)で現行のJIS規格(JIS L0217)が引用され、繊維製品(主に衣料品)への表示が義務づけられています。

今後、時期等は未定ですが、新たに制定したJIS規格が同法に引用され、新たな洗濯表示記号が義務づけられる予定です。

経済産業省としては、今回のJIS規格の制定を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、消費者を含めた関係者に対して周知を図って参ります。

<別表1> 国際規格、現行のJIS規格、今回制定したJIS規格との関係

	今回制定したJIS	国際規格	現行JIS
洗濯表示記号、表示方法について	JIS L0001	ISO 3758 (繊維—記号による取扱表示コード)	JIS L0217 (繊維製品の取り扱いに関する洗濯表示記号及びその表示方法)
家庭洗濯について	JIS L1930	ISO 6330 (家庭洗濯と乾燥試験方法)	同上
商業クリーニングについて	JIS L1931—1 ～JIS L1931—4	ISO 3175—1 ～ISO 3175—4 (繊維製品の商業クリーニング試験方法)	作成されていない。

<別表2> JIS L0001 (ISO 3758) とJIS L0217との表示記号に関する対比表

注意:右欄と左欄の表示記号の意味は同一のものではなく、表示記号の意味が一番近いものを対比しております。

表1 洗濯処理のための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995	
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味
	—最高温度95℃ —普通の操作		
			—液温は95℃を限度とし、洗濯ができる
	—最高温度70℃ —普通の操作		
	—最高温度60℃ —普通の操作		
	—最高温度60℃ —弱い操作		—液温は60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる
	—最高温度50℃ —普通の操作		
	—最高温度50℃ —弱い操作		
	—最高温度40℃ —普通の操作		
	—最高温度40℃ —弱い操作		—液温は40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる
	—最高温度40℃ —非常に弱い操作		—液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい
	—最高温度30℃ —普通の操作		
	—最高温度30℃ —弱い操作		
	—最高温度30℃ —非常に弱い操作		—液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい
	—手洗いのみ —最高温度40℃		—液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい —洗濯機は使用できない
	—家庭洗濯禁止		—家庭で水洗いはできない

表2 漂白処理のための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995	
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味
	—あらゆる漂白剤が使用できる		
			—塩素系漂白剤による漂白ができる
			—塩素系漂白剤による漂白はできない
	—酸素系/非塩素系の漂白剤のみ使用できる 塩素系漂白剤は使用できない		
	—漂白剤の使用禁止 /漂白禁止		

表3 しぼり方のための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995	
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味
	自然乾燥記号に併合		—手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間で絞るのがよい
			—絞ってはいけない

表4 乾燥のための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995		JIS L0001:2014		JIS L0217:1995		
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味	
タンブル乾燥		—タンブル乾燥が可能 —普通の温度: 排気温度は最高80°C				フラットドライ(平干し)がよい		—平干しがよい
		—タンブル乾燥が可能 —低温での乾燥: 排気温度は最高60°C				ドリップフラットドライ(濡れ平干し)がよい		
		—タンブル乾燥禁止				日陰のラインドライ(日陰の吊干し)がよい		—日陰の吊干しがよい
自然乾燥		ラインドライ(吊干し)がよい		—吊干しがよい		日陰のドリップラインドライ(日陰の濡れ吊干し)がよい		
		ドリップラインドライ(濡れ吊干し)がよい				日陰のフラットドライ(日陰の平干し)がよい		—日陰の平干しがよい
						日陰のドリップフラットドライ(日陰の濡れ平干し)がよい		

表5 アイロン処理のための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995		JIS L0001:2014		JIS L0217:1995	
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味
	—底面の最高温度 200°Cまで		—210°Cを限度とし、高い温度(180~210°Cまで)で掛けるのがよい		—底面の最高温度 110°Cまで		—120°Cを限度とし、低い温度(80~120°Cまで)で掛けるのがよい
	—底面の最高温度 150°Cまで		—160°Cを限度とし、中程度の温度(140~160°Cまで)で掛けるのがよい		—アイロン禁止		アイロン掛けはできない

表6 業者ドライ及びウェットクリーニングのための表示記号

JIS L0001:2014		JIS L0217:1995	
表示記号	表示記号の意味	表示記号	表示記号の意味
	—業者ドライクリーニング —パークロロエチレン及び 記号Fに記載の全ての溶剤 —普通操作		—ドライクリーニングができる 溶剤は、パークロロエチレンまたは石油系のものを使用する
	—業者ドライクリーニング —パークロロエチレン及び 記号Fに記載の全ての溶剤 —弱い操作		
	—業者ドライクリーニング —石油系溶剤(蒸留温度150~ 210°C、引火点38~70°C) —普通操作		—ドライクリーニングができる 溶剤は石油系のものを使用する
	—業者ドライクリーニング —石油系溶剤(蒸留温度150~ 210°C、引火点38~70°C) —弱い操作		
	—ドライクリーニング禁止		—ドライクリーニングはできない
	—業者ウェットクリーニング —普通操作		
	—業者ウェットクリーニング —弱い操作		
	—業者ウェットクリーニング —非常に弱い操作		
	—ウェットクリーニング禁止		

平成
25年度

小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要

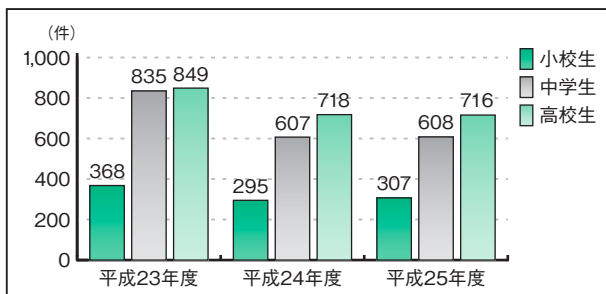
東京都消費生活総合
センター 相談課

平成25年度に東京都内の消費生活センターに寄せられた相談総数は126,951件で、そのうち「若者相談」(契約当事者が29歳以下である相談)は15,280件であり、全体の12.0%でした。

契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談件数

平成25年度の相談で、契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談総数は1,631件で、前年度の1,620件に対して0.7%増加しています。平成25年度の契約当事者の内訳は、小学生307件、中学生608件、高校生716件でした(図1)。

図1 契約当事者が小・中・高校生の相談件数



相談内容の内訳

小・中・高校生からの相談内容の大半は、前年度同様にいずれも「デジタルコンテンツ」で、小学生が250件で小学生の相談の81.4%、中学生は484件で中学生の相談の79.6%、高校生では413件で高校生の相談の

57.7%を占めています。

このほか、携帯電話やスマートフォンの購入・機種変更に関する相談などの「携帯電話/携帯電話サービス」や、「電子ゲームソフト」「電子ゲーム玩具」「自動二輪車」等の相談が目立ちます(表)。

相談の最も多い「デジタルコンテンツ」とは、携帯電話やパソコンなどで、インターネットを通じて得られる情報のことです。

その内訳を見ると、小・中・高校生ともに、「アダルト情報サイト」の相談が最も多く、割合も非常に高くなっています。興味本位によるアクセスのほか、アニメや漫画などの無料サイトから不本意に誘導され、有料登録されるケースも見受けられます。

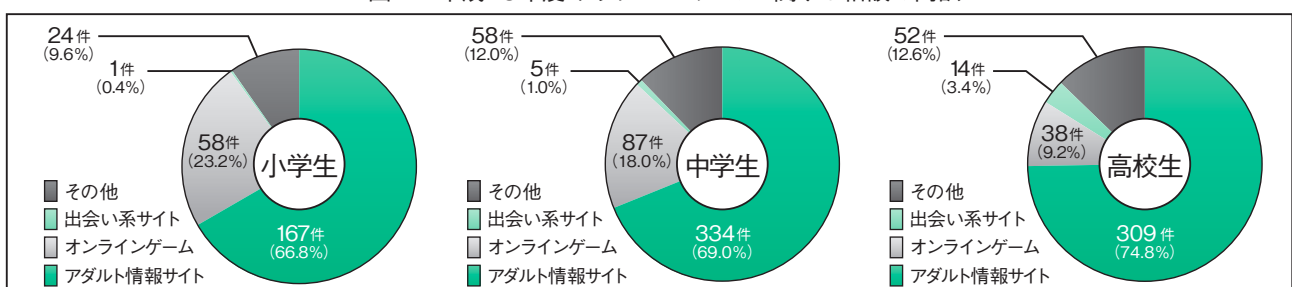
続いて、「オンラインゲーム」「出会い系サイト」の相談が多くなっています。そのほかにも、「利用した覚えのない有料サイトから『無料期間中に退会手続きをしていないため料金が発生している。支払わなければ法的手段をとる』との不審なメールが送られてきた」といった相談が多く見られます(図2)。

表 平成25年度 相談の多い商品・サービスの上位5位

小学生 (307件)		中学生 (608件)		高校生 (716件)	
商品・サービス名	件数	商品・サービス名	件数	商品・サービス名	件数
デジタルコンテンツ	250	デジタルコンテンツ	484	デジタルコンテンツ	413
電子ゲームソフト	9	携帯電話/携帯電話サービス ※	12	携帯電話/携帯電話サービス ※	29
電子ゲーム玩具	7	電子ゲームソフト	6	自動二輪車	15
携帯電話/携帯電話サービス ※	5	模型玩具	6	学習塾	12
スポーツ・健康教室	3	パソコン	5	エステティックサービス	11
音響・映像ソフト	3	タレント・モデル養成教室	4	コンサート	11
		電話音声情報	4		

※「携帯電話/携帯電話サービス」は、携帯電話機本体に関する相談と加入契約等に関する相談の合計

図2 平成25年度 デジタルコンテンツに関する相談の内訳



小学生の相談事例

<アダルト情報サイト>

小学生の息子が親の携帯電話からアダルトサイトに接続し、年齢認証画面で2回「YES」を押したら登録扱いとなり、料金請求画面が表示されたという。事業者に電話をして解約を申し出たが、「親であるあなたの管理責任であり、解約はできない。料金を3日以内に支払うように」と強く言われた。

<オンラインゲーム>

小学生の息子がモバイル端末でオンラインゲームの契約をし、親である自分のカードに高額の利用料金請求が届いた。ソフト購入サイトに自分がクレジットカード情報を登録していたため、息子は有料と思わずカード決済できたようだ。パスワード管理の甘さについては自分にも責任があるが、減額できないだろうか。

<電子ゲームソフト>

小学生の娘が古本屋で家庭用ゲームソフトの中古品を購入した。代金は娘の貯金箱から持ち出したものだが、貯金を使うことを許可した覚えはない。返品することはできないか。

中学生の相談事例

<アダルト情報サイト>

中学生の娘がアニメの動画を見ようとして、スマートフォンからアダルトサイトにアクセスした。娘は高額な料金請求をされたことに驚き、「誤作動の場合はこちら」というボタンからメールを送信した。しかし、「料金を支払わないと退会できない」という返信の後、請求メールが何通も届く。

<オンラインゲーム>

中学生の娘がオンラインゲームに夢中になっている。最初に料金請求があった時点で、今後はアイテムは購入せずにゲームを利用するよう約束させた。ところが、最近になって親の財布から現金を抜き、電子マネーをコンビニで大量に購入してゲームのアイテム料金を支払っていたことがわかった。ゲーム内の友達から嫌わ

れなくなかったので、アイテムを購入し続けたという。

<模型玩具>

中学生の息子が高額のエアガンをお小遣いを貯めていたお金で購入した。そのエアガンは「18歳以上対象」と書いてあり、危険なので使わせたくない。息子は18歳以上には見えないが、店で年齢確認などはされなかったという。

高校生の相談事例

<アダルト情報サイト>

高校生の息子から「モバイル端末で漫画を見ていた時に、間違ってアダルトサイトをタップしたら会員登録となり、料金請求画面が表示された」と自分に相談があった。「架空請求なので無視するように」と言ったが、翌日、学校で友人にも話したところ「事業者に電話をした方が良い」と言われ、携帯電話から事業者に連絡をし、本名と住所を伝えてしまった。今後、個人情報を悪用されないか心配だ。

<携帯電話サービス>

高校生の息子が携帯電話の機種変更をした際に、店員から「安価で2台目の契約ができる」と勧められ、機種変更分とは別にもう1台契約をした。息子は、機種変更したものと同様に10分の無料通話後、電話が切れる契約をしていると思っていたが、2台目には適用されず、高額な通話料が発生した。

<エステティックサービス>

ネット広告で脱毛エステの安価なお試しプランを見つけ、サロンに出向いた。サロンではお試しプランとは別の「今日だけのお得なプラン」を勧められた。プランを変更することにし、料金を支払い契約書を受け取った。後日、そのプランは1か月以上先でないと予約が取れないとわかり、解約したいと言うと、「解約料として支払い済みの料金は返金しない」と言われた。親の同意書を渡していないので、未成年者契約の取り消しができると思うが、解約料を支払う必要はあるのか。

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施のお知らせ

東京都消費生活
総合センター

平成25年度における都内の若者(29歳以下)の消費生活相談件数は、9年ぶりに増加に転じました。最近では、大学生を中心に高額な投資用教材(DVD・USBメモリー)の契約に関する被害が目立つなど、若者の被害は、後を絶たない状況にあります。

こうした被害を防止するため、東京都では、今年度も関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で若者向けの悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。

共同キャンペーンについて

キャンペーンキャラクターの「ボク、カモかも…」と「オレ、サギだもん」の共通デザインのポスター・リーフレットにより広報啓発を行っています。今年度から、新たなキャラクター「相談インコ」も登場!



実施期間 平成27年1月～3月

参加機関 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市、国民生活センター

若者が遭いやすい消費者被害について

◆キャッチセールス

「アンケート調査」などと言って呼び止められて事務所へ連れて行かれ、高額な商品やサービスをしつこく勧誘される。

⚠ ウマイ話を安易に信用しない。家族にも意見を聞き、慎重に対応する。

◆アポイントメントセールス

SNSで仲良くなった人から「食事に行こう」と誘われ、出掛けたところ、高額な契約を結ばされる。

⚠ 気を引く言葉で呼び出され、勧誘を受けても、その場の雰囲気や契約を結ばない。

◆マルチ商法

「友達を紹介すると紹介料が得られる」と勧誘され、高額な商品を購入。しかし、一人も紹介できず、ローンだけが残ってしまう。

⚠ 仕組みを理解できないものは契約しない。
※先に商品の契約をさせ、別の人を加入させると紹介料が得られるなどと後から勧誘するマルチまがい商法も増えています。

◆架空請求

身に覚えのない支払い請求を突然受けた!

⚠ メールや電話をすると、相手に連絡先を教える結果になる。徹底的に無視する。



【啓発ポスター】

東京都の主な事業

今年度もさまざまな媒体を通しての情報提供、啓発を行っています。

① 交通広告(中吊り)の掲出

路線 JR山手線・中央線快速、京王電鉄全線、都営地下鉄全線など

期間 3月2日(月)～8日(日)

② 映画館で啓発用CMを上映

都内の映画館(10館)で啓発用CMを上映し、ミニリーフレットを配布します。

上映期間 3月14日(土)～3月27日(金)

※1月からホームページ「東京くらしWEB」で動画配信しています。

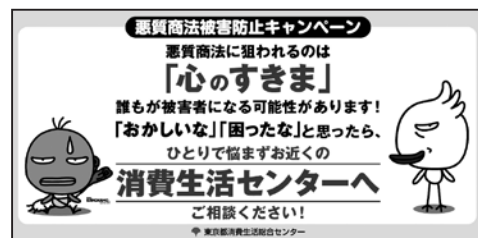
③ 啓発用ノートを配布

平成26年度に都内高等学校を卒業する全生徒を対象に配布します。

④ 特別相談「若者のトラブル110番」

日時 3月9日(月)・10日(火) 9時～17時

相談電話 03-3235-1155



啓発資料や学習教材等に関するお問い合わせ

東京都消費生活総合センター 活動推進課学習推進係
03-3235-1157 (直通)